

社会保険労務士

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話番号：045-716-6080

e-mail：info@sakura-management.net

「テレワーク用サービス
利用料」が新たに助成金
の対象に◆コロナ第6波で再びテレ
ワークの要請が？

昨年末に新型コロナオミ
クロン株による市中感染が
国内で確認されて以降、急
速に感染者数が増えつつあ
ります。重症化・死亡する
リスクは低いといわれてい
ますが、感染者数が増え医
療がひっ迫すれば、再びテ
レワークの活用による出社
人数の制限等を要請される
可能性があります。

◆人材確保等支援助成金
(テレワークコース)の改
正

そこで押さえておきたい
のが、令和4年1月からの
人材確保等支援助成金(テ
レワークコース)の改正で
す。

本助成金は、新規にテレ
ワークを導入し、実際に従
業員がテレワーク勤務を行
う等した事業主に対して、
機器の導入等に要した費用

の一部の助成が行われるも
のですが、新たに「テレワ
ーク用サービス利用料」が
対象となりました。

◆どんな費用があてはまる
の？

具体的には、(1) リモー
トアクセスおよびリモート
デスクトップサービス、
(2) 仮想デスクトップサ
ービス、(3) クラウド
PBX サービス、(4) web
会議等に用いるコミュニケ
ーションサービス、(5) ウ
イルス対策およびエンドポ
イントセキュリティサービ
スに要した費用が、初期費
用合計5万円(税抜)、利用
料合計35万円(税抜)まで
対象となります。

◆テレワークの活用を検討
している場合はまず相談を

新たにテレワークの実施
を検討していて、機器の導
入や上記のようなサービス
の利用を検討している場
合、本助成金の活用が考え
られます。受給にあたって
は実施計画の作成等、所定

の手続きを行う必要があり
ます。

詳細は社会保険労務士に
相談のうえ、計画的に取り
組みましょう。

【厚生労働省「人材確保等
支援助成金(テレワークコー
ス)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

対応はお済みですか？
プライバシーポリシーの
見直し◆全面施行迫る改正個人情
報保護法

2022年4月1日、改正個人
情報が全面施行されます。近
時は多くの企業において、個
人情報の取扱いについて公
表すべき事項の内容を示す
ためにプライバシーポリシ
ー(個人情報保護方針)が利
用されていますが、法改正に
あわせて見直しが必要とな
ります。対応はお済みです
か？

◆改正の内容

改正法では、本人の請求権の範囲が拡充されています。

現行法下では、利用停止・消去・第三者提供の停止といった請求権を本人が行使できるのは、一定の法律違反があった場合に限りです。本人が個人情報の利用を望まない場合に利用停止等の請求ができないことについての不満も多かったことから、改正法では、(1) 利用する必要がなくなった場合、(2) 重大な漏えい等が発生した場合、(3) 本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも、請求権が行使できるとしました。

この実効性を担保するために、本人が保有個人データに適切に関与することを可能とする前提となる公表等事項として、これまで求められていなかった事業者の住所や、法人の場合における代表者の氏名、事業者が保有個人データについて講じている安全管理措置の内容が加えられています。

◆プライバシーポリシーの見直し

公表等事項の公表は、その内容を盛り込んだプライバシーポリシーの策定・公表により行うことが一般的です。改正により公表等事項が追加されることで、多くの企業において、見直しが必要となると考えられます。4月まで

に自社のプライバシーポリシーをしっかりと確認し、対応しておきましょう。

2月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報

告書の提出 [公共職業安定所]

- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所より一言～